

町長との懇談の日

要望活動については、双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会および広野町議会などを行い、平成25年12月以降、国県など関係機関に書面で19回実施しております（平成27年9月24日現在）。また、町議会に対して報告しております。8月20日には町議会とともに東京電力株式会社の社長に対して町の実情をしっかりと伝え、町民の帰町促進・生活再建に向け強く要望しました（後日、10月2日には町議会、川内村、

9月開催分のうち、皆さんの生活に直接関わる項目を抜粋して掲載します。

Q 原発事故による広野町民の精神的賠償について、東京電力株式会社に対するADRが民事訴訟を、町が町民に代わって提起することを求めたいので、その旨の嘆願書を提出する。

A 広野町は、生活再建に向けた復興事業の包括的な取り組みを進める中で、総合的に判断して国県などに要望活動を粘り強く展開しており、結論を見いだすために現在詰めているところであり、

町が町民に代わって精神的賠償の法的措置をとれないか

川内村議会とともに原子力災害現地対策本部長および福島県知事に対して、同様の要望をいたしました。

嘆願書の提出がありました件につきましては、早急に国（内閣府原子力災害現地対策本部）、県および東京電力株式会社へ写しを届け、生活再建につながる施策の要望を行ってまいります。

広野町は、着実に力強く復興への歩みを進めております。損害賠償に係るADRの集団申し立てを行った自治体において、解決していない状況を踏まえ、当町においては、国県などに要望活動を粘り強く継続的に行うことが要望実現につながるものと確信しております。

これまでの参加者数など

開催日	組数	人数
2月	6組	7人
3月	4組	5人
4月	4組	5人
5月	2組	5人
6月	3組	3人
7月	3組	3人
8月	1組	1人
9月	2組	2人
10月	1組	1人
合計	26組	32人

今後の日程など

- 日時 11月11日（水）午後2時～4時
- 時間 1人（1団体）約20分間（先着順）
- 場所 広野町役場 3階 301会議室
- 対象 広野町民

■申し込み方法 実施日の2日前までに下の問い合わせ先に電話してください。

*開催日時は予定であり、町長の公務の都合によって開催日や時間帯を変更することがあります。変更があった場合、申し込みをした人には電話でお伝えしますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

問 総務課 秘書広報係 ☎0240-27-2111

消防署からのお知らせ 秋の全国火災予防運動

が実施されます!!

ちょっと豆知識

□全国的に火災に対して注意を呼び掛ける運動が始まったのは1952年（昭和27年）からで、当時は「全国大火撲滅運動」と呼ばれていましたが、翌1953年（昭和28年）からは「全国火災予防運動」の名称が使われるようになりました。

□「全国火災予防運動」は年2回実施しています。

春：3月1日～3月7日

秋：11月9日～11月15日



双葉消防本部
公認キャラクター
「ふたばちゃん」

死者の発生した住宅火災の原因 （平成二六年 全国値）

たばこ（146人）→寝たばこはしない!



ストーブ（110人）→可燃物を近くに置かない!



放火（101人）→周りに燃えやすい物を置かない!



こんろ（49人）→離れる時は火を消す!



秋が深まってきますと、空気が乾燥して火災が起きやすくなります。火の取り扱いには十分注意しましょう。また、寒くなり暖房器具を使用する場合は、事前に点検を行いましょう。

平成27年度防火標語
無防備な心に火災が かくれんぼ

【消防署連絡先】
□ 浪江消防署 0240-34-7360
□ 富岡消防署 0240-25-2119

